

## 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令第 83 号」と参考情報について

(令和 4 年 4 月 28 日)

(この省令については厚生労働省から、広報文が発表されていません。)

厚生労働省労働基準局長から、労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について通達が出されています。

改正内容は、既に本年 3 月 30 日、当協会HPに掲載しました「『労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱』の答申」でお知らせした内容です。

### ・改正の内容

有害な業務（※）に従事する労働者に対して歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、その使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第 48 条の歯科健康診断（定期的のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断の結果の報告を所轄労働基準監督署長に行わなければならないこととしたこと。

※ 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 22 条第 3 項において、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗ふつ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と規定されている。

・改正省令は、令和 4 年 10 月 1 日より施行することとしたこと。

### ○ 関係通達

令和 4 年 4 月 28 日付け発0428第 1 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220428K0010.pdf>  
(A4判 5 頁・PDF,173KB)

### ● 令和 4 年 厚生労働省令第 83 号 令和 4 年 4 月 28 日

(各規則の改正前と改正後の条文及び報告書の様式が示されています。)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H220428K0040.pdf>

(A4 判 9 頁・PDF,297KB)

改正報告書様式

変更 [様式第 6 号](#)

新設 [様式第 6 号の 2](#)

変更 様式第 6 号の 3 (旧様式第 6 号の 2)

※ 厚労省 HP「安全衛生関係主要様式」を御紹介します。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html)

○ リーフレットは厚生労働省の HP では見当たりませんでした。

(参 考)

答申等

● 答申された労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱等は、[こちら](#) をご覧ください。(当協会HP本年 3 月 30 日掲載)

● 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申(厚生労働省広報文)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24734.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24734.html)